# 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 住民接種ガイドライン

横浜市 平成 28 年 3 月

# 目 次

1	本ガイドラインの位置付け	Р	1			
2	住民接種とは	Р	2	$\sim$	Р	4
3	接種体制に関する基本的な考え方	Р	5	$\sim$	Р	7
4	接種区分別対象者と接種体制	Р	8			
5	接種区分別の接種スケジュール	Р	8	$\sim$	Р	9
6	横浜市の接種区分別対象者数と 接種医療機関数	Р	10			
7	接種体制のイメージ	Р	11	$\sim$	Р	13
8	実施に向けて準備すべき事項	Р	14			
9	参考資料	Р	15			

#### 1 本ガイドラインの位置付け

平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)が施行され、また、同年 6 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下、「政府行動計画」という。)、及び、新型インフルエンザ等対策ガイドライン(以下、「国のガイドライン」という。)が策定され、新型インフルエンザ等 \*\*1 が発生した場合の新たな対応方針が示されました。

予防接種については、特措法第 28 条に基づき実施する「特定接種 <sup>※2</sup>」と同法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき実施する「住民接種」という 2 つの新たな制度が作られました。国のガイドラインでは、住民接種について、実施主体である市町村に対し、接種体制を構築するよう求めています。

横浜市では、「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年12月)」(以下、「市行動計画」という。)において、未発生期の「予防・まん延防止」対策の中で、住民接種について、「国及び神奈川県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。市医師会、事業者・学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について検討する。」としています。

国は、市町村が接種体制を構築するにあたっては、厚生労働科学研究費補助金新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業の成果として公表された「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き(暫定版)(平成26年3月)」、「新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き(暫定版)(平成27年3月)」を参考とするよう指示しています。

<u>これらを踏まえ、横浜市では、市行動計画に基づき、国の手引きを参考にしながら、</u> 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種ガイドライン」を策定します。

# ※1 新型インフルエンザ等とは (特措法第2条第1項)

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)の第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」
- ・感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)

#### ※2 特定接種とは (特措法第28条第1項)

政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- ・医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって 厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第 四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定め る基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、 当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

#### 2 住民接種とは

新型インフルエンザ等が国内で発生し、以下の要件を満たす場合には、政府対策本部長は、特措法第32条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」の実施すべき期間、区域、緊急事態の概要を公示します。また、基本的対処方針<sup>※3</sup>を変更し、当該公示後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならないとされています。

#### ※3 基本的対処方針とは (特措法第18条)

政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処方針を定めるものとする。(①新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、②当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針、③新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項)

# 緊急事態宣言の要件 (特措法第32条第1項)

- 1 その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合 又は
- 2 1の恐れがあるものとして政令で定める要件 \*\*4に該当する事態(以下「新型インフルエンザ 等緊急事態」という。)が発生したと認めるとき
- ※4 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第6条で規定する要件 (1)かつ(2)
- (1) かかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症、その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が通常のインフルエンザと比べて、相当程度高いと認められる場合
- (2) 感染経路が特定できない場合、又は患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動を取っていた場合、その他感染が拡大していると疑うに足る正当な理由がある場合

「新型インフルエンザ等緊急事態」においては、新型インフルエンザ等が国民の生命 及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることの ないようにするため、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの国民に接種する必要があり ます。

特措法第46条では、「新型インフルエンザ等対策緊急事態措置」の一つとして住民に 対する予防接種(以下「住民接種」という。)を行うことを規定しています。

住民接種には、この緊急事態宣言が行われている場合に特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定により実施する「臨時接種」と、緊急事態宣言が行われていない場合に予防接種法第6条第3項に基づき実施する「新臨時接種」があり、実施主体は市町村となっています(図表1参照)。

臨時接種の場合には、国民に予防接種を受ける努力義務があるため、一定期間内に全市民に速やかに接種を実施する必要があります。そのためには、未発生期に接種体制を構築することが重要であり、本ガイドラインは臨時接種を対象としています。\*\*5

※5 なお、横浜市では新臨時接種については通常の予防接種と同様に個別接種を想定しています。

図表1 緊急事態宣言の有無による住民接種

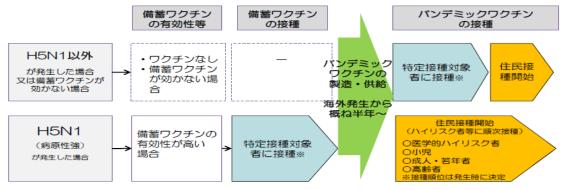
緊急事態宣言が	緊急事態宣言が			
行われている場合	行われていない場合			
全国	国民			
第 46 条				
(住民に対する予防接種)				
第6条第1項	第6条第3項			
(臨時接種)	(新臨時接種)			
あり	あり			
あり	なし			
市町村				
原則として	集団的接種			
なし	あり(低所得者を除き実費徴収可)			
国1/2	国1/2			
都道府県1/4	都道府県1/4			
市町村1/4	市町村1/4			
(低所得者分のみ)				
国1/2				
都道府與	是1/4			
市町村	1/4			
	行われている場合			

出典:市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き(暫定版)

なお、海外で新型インフルエンザ等の患者が発生し、<u>住民接種に使用するパンデミックワクチンが製造・供給されるまでには、概ね半年はかかり、流行第1波には間に合わないと想定されています</u>(図表2・3参照)。実際の接種開始時期については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定し、基本的対処方針において示されます。

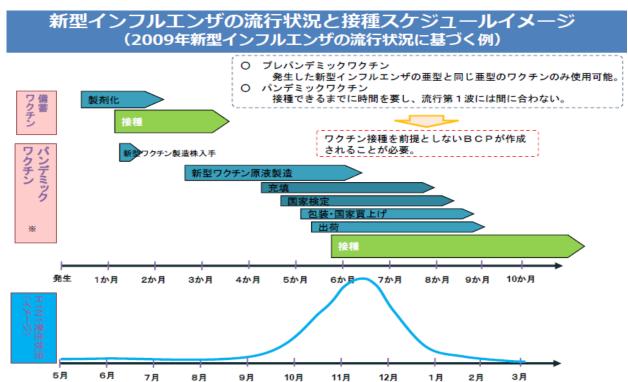
## 図表2 新型インフルエンザのワクチンとは

○ 新型インフルエンザのワクチンは、鳥インフルエンザ(H5N1)のウイルスを用いて製造した「プレパンデミックワクチン(備蓄ワクチン)」と、新型インフルエンザ発生後に、発生した新型インフルエンザのウイルスを用いて製造する「パンデミックワクチン」の2種類がある。
 ○ 特定接種は、備蓄ワクチンが有効であれば、それを用いることになるが、発生した新型インフルエンザが備蓄しているH5N1以外の型であった場合、また備蓄ワクチンの有効性が低い場合は、パンデミックワクチンを用いることになる。



出典:平成28年2月5日特定接種の登録に関する都道府県説明会資料

### 図表 3



※ パンデミックワクチンの生産スケジュールは、新型インフルエンザ対策総括会議(平成22年5月19日)「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの生産について」を参考に作成

出典:平成28年2月5日特定接種の登録に関する都道府県説明会資料

#### 3 接種体制に関する基本的な考え方

国のガイドラインでは、臨時接種の接種体制について、原則として集団的接種を行うことにより、全国民が速やかに接種することができる体制の構築を図るとしています。「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き(暫定版)(平成26年3月)」では、この集団的接種を「地域集団接種」と「施設集団接種」の2つの区分(図表4を参照)に分類しています。

施設に医師を含む医療職が配置されていない場合は、市町村が派遣する接種チームが 集団接種を実施することになっています。

図表 4 地域集団接種と施設集団接種

区分	概要	接種場所(例)
地域集団接種	接種会場に接種対象者を参集さ	公民館、体育館、集会所、市民会館等
	せて実施するもの	(地域の実情に応じつつ、人口 1 万人に 1
		か所程度設置)
施設集団接種	学校、医療機関、社会福祉施設	・医師を含む接種体制が構築できる施設:
	等において、学生、入院患者、	医療機関
	入所者等の既に形成されている	・医師を含む接種体制が構築できない施設:
	集団を活用して実施するもの	(入所)
		特別養護老人ホーム、グループホーム、
		有料老人ホーム、障害者支援施設等
		(通所)
		小中学校、保育所、通所介護事業所、
		障害者通所施設等

なお、上記以外に、例外的な対応として、在宅医療を受療中の患者等の地域集団接種では対応 困難な者に、医療従事者がその地域に住む対象者を戸別訪問して実施する場合(地域訪問接種) も考えられる。

出典: 市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き(暫定版)

また、「接種対象者の考え方」および国の「接種対象者別の接種方法に関する基本的 考え方」は図表5・図表6のとおりです。

#### 図表5

## 接種対象者の考え方

当該市町村の区域内に居住する者、即ち、住民基本台帳に登録されている者

上記に加え、以下に掲げる者についても住民接種の接種対象者とすべきである。

- 1 長期入院・入所者
- 2 里帰り分娩の妊産婦、及び、同伴の小児
- 3 その他市町村が認めるもの 個別の事情により、住民基本台帳に登録がない市町村において接種を希望する者 については、市町村が個別に認め、接種対象とできるようにする必要がある。

参考:市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き(暫定版)

図表6 国の「接種対象者別の接種方法に関する基本的考え方」

接種対象者	接種方法
基礎疾患を有する者 ※6	原則、地域集団接種
妊婦 **6	原則、地域集団接種
未就学児	原則、地域集団接種
	幼稚園や保育所については、施設集団接種とすることも可能
小中学生	原則、施設集団接種
高校生	原則、地域集団接種
専門学校生・大学生	原則、地域集団接種
高齢者	原則、地域集団接種
	高齢者介護施設の入所者は、施設集団接種(短期の入所の場合
	は退所後に地域集団接種もしくは地域訪問接種)
障害者	在宅生活者は、地域集団接種(移動が困難な場合、地域訪問接
	種)
	障害者施設入所者は、施設集団接種(短期の入所の場合は、退
	所後に地域集団接種もしくは地域訪問接種)
在宅医療を受療中の患者	移動が困難な場合、地域訪問接種 移動可能な場合、地域集団
	接種
入院患者及び入所者	長期の入院・入所の場合、施設集団接種
	短期の入院・入所の場合、退院・退所後に地域集団接種
通所サービス利用者等	原則、地域集団接種
	移動が困難な者等が多い通所施設については、施設集団接種と
	することも可能。

※6 基礎疾患を有する者や妊婦は、市町村の判断により通院中の医療機関で接種することもできる。 出典:市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き(暫定版)

しかし、実施主体である市町村の規模もさまざまであり、一律にこの手法で円滑に実施できるとは限りません。特に、都市部にある人口規模の大きい市町村では、地域集団接種の対象者数が非常に多く、公民館、体育館、集会所、市民会館等といった臨時の接種会場(以下「臨時接種会場」という。)を多数設置する必要があります。また、住民のライフスタイルも多様であり、日時を指定して臨時接種会場に接種対象者を参集させる方法が必ずしも効率的とは言えません。

市町村は、接種チームを構成する医師等の医療従事者を確保するよう努めなければなりませんが、医療機関での診療の合間に、地域に多数ある臨時接種会場に何度も出向いて接種を行うのは、従事者の負担が大きくなります。さらに、長期間に渡り、多数の臨時接種会場を運営する場合、従事する市職員の確保も課題となります。

こうした中、「新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き(暫定版)(平成27年3月)」では、大規模市(人口150万人規模)の地域集団接種については、市内の医療機関と連携した接種体制が提案されています。

これらを踏まえ、最大の政令指定都市である横浜市(人口約370万人)では、国の「接種対象者別の接種方法に関する基本的考え方」を基本としつつ、豊富な医療資源を活用することで、市民の混乱を最小限に抑え、全市民に速やかに接種できる体制を構築することとします。

横浜市における「接種体制に関する基本的な考え方」は以下のとおりです。

# 横浜市における接種体制に関する基本的な考え方

- 1 普段から定期的に予防接種の機会がある対象者については、混乱を防ぐため、可能な限り同じ方法で接種できる体制が望ましい。
  - ・未就学児は、安全に接種を実施するため、通所の有無に関わらずかかりつけ 医で個別に接種を実施(個別接種)する。
  - ・高齢者施設の長期入所者は、施設に嘱託医がおり、普段から季節性インフル エンザワクチンを施設内で接種している場合には、施設集団接種とする。施 設に嘱託医を定める規定がなく、入所者のかかりつけの医療機関で接種して いる場合には、医療機関での地域集団接種とする。

(障害者施設・障害児施設の長期入所者についても同様とする。)

- 2 活動性が高く集団生活を行っている小学生・中学生・高校生は、学校内でのまん 延防止や市内での感染拡大防止の観点から、可能な限り接種を迅速に行う必要が あるため、学校内での施設集団接種とする。
- 3 横浜市における地域集団接種は、対象者が最も多く、医療施設ではない臨時接種会場で安全かつ円滑に実施することには課題が多い。一方で、横浜市は、市民の徒歩圏内に医療機関が存在するなど、医療資源が豊富であるため、医療機関 \*\*7 を会場とした地域集団接種を実施する。
- ※7 横浜市医師会の協力を得て、横浜市の予防接種事業の協力医療機関での接種を 想定しています。

#### 4 接種区分別対象者と接種体制

横浜市における接種区分別対象者とそれぞれの接種体制は以下のとおりです。

接種区分	対象者		   接種会場	接種体制	国の示した 接種体制
個別接種 (地域訪問 接種を 含む)	医学的 ハイリスク者 小児	基礎疾患を有する者 (在宅療養者も含む) 妊婦 1歳未満の児の保護者	医療機関 (在宅療養 者は自宅)	かかりつけの 医療機関が 接種	原則 地域集団接種 ※基礎疾患を有 する者と妊婦は 通院中の医療機
施設	小学生 中学生 高校生	1歳以上の未就学児 市内小・中学校、高校 及び特別支援学校の 児童・生徒	学校	市内医療機関 からの応援医 が接種	関で接種可能 原則 施設集団接種 (高校生は 地域集団接種)
集団接種	長期入院	市内医療機関入院中の 患者	医療機関	入院医療機関 の医師が接種	施設集団接種
	長期入所	高齢者施設等の入所者	入所施設	嘱託医が接種	施設集団接種
地域 集団接種	個別接種、施設集団接種及び特定接種 対象者を除く全市民		医療機関	予防接種事業 協力医療機関 で接種	原則 地域集団接種

接種対象者の詳細については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定し、基本的対処方針において示されます。

なお、1歳児未満は接種できないため、その保護者を接種対象とします。

また、高校生については、住民基本台帳に登録されている市町村以外の市町村に所在する学校に通っている場合も多いため、施設集団接種を行う場合には、近隣自治体との協議・連携が必要となります。

#### 5 接種区分別の接種スケジュール

政府行動計画では、住民接種の接種順位については、①医学的ハイリスク者(基礎疾患を有する者・妊婦)、②小児、③成人・若年者、④高齢者の4群に分類されています。 また、国のガイドラインでは、ワクチンの接種回数は原則として2回とするとされています。 ます。

実際の接種順位や接種回数については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定し、基本的対処方針において示されます。

横浜市において想定をしている接種区分別の接種スケジュールは、以下のとおりです。

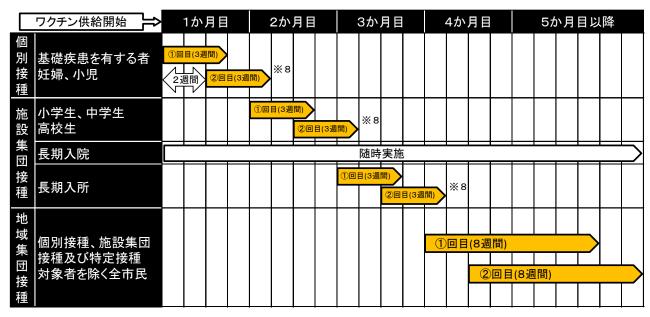
- (1) 最初に医学的ハイリスク者への個別接種を実施します。
- (2) 次に、活動性が高く集団生活を行っている小学生・中学生・高校生等に対し、 施設内でのまん延防止はもちろん、こどもたちを介して市内への感染拡大を

防止するため、短期間で学校内での施設集団接種を実施します。

(3) その後、高齢者施設等の長期入所者、その他の市民への地域集団接種を実施することを想定しています。

なお、接種回数を2回とした場合の接種間隔は2週間としています。

# 【横浜市における接種スケジュールのイメージ】



※8 接種回数が1回の場合は、次の対象となる群の1回目を繰り上げて実施する。

# 6 横浜市の接種区分別対象者数と接種医療機関数

# (1) 人口総数 3,711,450 人

人口統計(平成27年1月1日時点)より

#### (2) 接種対象者数

接種 区分			対象者	施	設数	対象者数	算出根拠	
個	医学的ハイリスク者	基礎疾患を 有する者	人口の7%			259,802	新型インフルエンザ等の発生時 における予防接種の円滑な実 施に関する検討	
別		妊婦		7		34,745	平成26年度母子健康手帳交付数	
接		+ +r >+ 10	1歳未満の児の保護者(0歳児人口の2倍)	7 /		61,606	年齢別人口統計	
種	小児	未就学児		156,137	(平成27年1月1日時点)			
			個別接	種対	象者数	512,290		
		1. 24. (1	市立	342	054	182,870		
		小学生	市立以外(国立・私立)	12	354	5,403		
		1 24 1	市立	147	470	81,043		
	N/ LI	中学生	市立以外(国立・私立)	32	179	14,711	T 平成27年度市立学校現況	
	学校		市立	9	0.0	8,148	平成26年度市内学校現況	
		高校生	市立以外(県立・私立)	83	92	74,100		
		4+ P+++ 175 W   1	市立	12	0.0	1,511		
施		特別支援学校	市立以外(県立)	11	23	2,083		
設	E #0 7 0±	病院	病床数	133		27,623	横浜市の医療施設名簿(平成27年3	
集	長期人院	長期入院 有床診療所 病床数 9		96	959	平成26年医療施設調査		
団	<b>寸</b> 介護保険施調		特養ホーム		146	14,525		
接		介護保険施設	老健施設		82	9,571	↑介護保険の実施状況 (平成28年1月1日時点)	
種			療養型施設	10		486	(1,5000 1.711   1141/11/7	
			養護老人ホーム		7	748		
	長期入所	老人福祉施設	軽費老人ホーム		5	250	高齢者福祉の案内 (平成28年2月1日時点)	
			有料老人ホーム		229	15,192	(   )%20 <del></del> 2/]   a ii) ////	
		障害者施設	障害者支援施設		22	1,155		
		r <del>≐</del> = 10 ++-= 1.	福祉型障害児入所施設		7	310	障害福祉のあんない2015	
		障害児施設	医療型障害児入所施設		3	220		
		•	施設集団接	種対	象者数	440,908		
	病院				133	20,680	平成26年医療施設調査	
	診療所				2,948	7,370		
特	薬局 1,				1,513	6,052		
定接	訪問看護ステーション				216	1,080	特定接種登録申請状況から判断	
種	助産所 1					49		
13	歯科保健医療	索センター			1	20		
			特定接	種対	象者数	35,251		
集 団地 接域			地域集団持	接種対	象者数	2,723,002	人口総数一(個別接種+施設 集団接種+特定接種対象者)	

### (3)接種医療機関数

高齢者インフルエンザ予防接種事業協力医療機関(医師会加盟)	1,725
定期予防接種事業協力医療機関	1,050
※高齢者インフルエンザと定期予防接種事業の重複協力医療機関数	896
予防接種事業協力医療機関実数	1,879

地域集団接種の対象者は、全市民の数(人口)からその他の接種区分(個別接種、施 設集団接種及び特定接種)の接種対象者数を引いた人数となります。

なお、特定接種の対象者数は、すべての対象者の登録申請が終わっていないため、現時点(平成28年3月時点)での登録申請状況から判断しています。

# 7 接種体制のイメージ

#### (1)個別接種について

対象者本人又はこどもに、かかりつけの医療機関があるため、季節性のインフルエンザワクチンと同様の接種体制で実施します。接種期間は、国の「2009 年新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時の予防接種スケジュール」を参考に、1か月程度を想定しています。

対象者	対象者数	接種医療機関数		予約方法	接種場所
基礎疾患を有する者 (在宅医療受療者を含む)	259,802	予防接種事業	1,879	対象者が	かかりつけの
妊婦	34,745	協力医療機関 <sup>※9</sup>		かかりつけの	医療機関
1 歳未満の児の保護者	61,606	定期予防接種事業	1.050	医療機関に	(在宅医療
1歳以上の未就学児	156,137	協力医療機関	1,050	予約を行う。	受療者は自宅)

<sup>※9</sup> 横浜市高齢者インフルエンザ予防接種事業または定期予防接種事業を委託している横浜市医 師会加盟医療機関の実数

#### (2) 施設集団接種

# ア 小・中学校、高校等における集団接種

活動性が高く集団生活を行っている小学生・中学生・高校生等は、学校内でのまん 延防止や市内での感染拡大防止の観点から、1回目の接種完了までの期間が3週間程 度となるよう、横浜市医師会の協力を得て、1校につき複数の応援医を派遣して接種 を実施します(臨時休業措置が行われていない場合を想定しています)。

どの学校にどの医療機関の医師が応援医として従事するかについては、実際に新型 インフルエンザ等が発生した場合に、横浜市健康福祉局・教育委員会事務局、横浜市 医師会で協議して決定します。

接種に必要なワクチンや医療資器材等については、横浜市が事前に準備し、各学校に届けます。

	学	11 A + 4 15 E+ 4- 5		医師 1 人あたりの				被接種者	
対象者	学校数	対象者 数	接種を行う 医師	接種人数 /時間	従事時間 /週	接種人数	の とりまとめ	接種場所	
小学校	353								
中学校	179		市内医療機関				<del>224</del> +	<b>∺</b> +÷+t•	
高校	92	371,126	からの複数の 応援医 <sup>※10</sup> が	20人	6時間	120人	学校ごと	学校内の	
特別支援学校	23		心抜医 か     接種				に実施	保健室等	
計	647		7女作生						

<sup>※10</sup> 横浜市医師会加盟の 1,879 の予防接種事業協力医療機関に対し、休診日等を活用した従事を 依頼します。

# 【学校内で接種する場合の従事者】

役割	従事者
予診、接種	横浜市医師会加盟の予防接種事業協力医療
	機関からの応援医
薬液充填、接種補助	看護師 ※11
ワクチンや医療資器材の準備	接種会場の学校の教職員や区福祉保健セン
児童・生徒の誘導	ターの職員等による対応を検討
受付、予診票確認、予防接種済証の発行	
接種後の状態観察	

※11 応援医の医療機関に勤務している看護師の応援や横浜市が委託等により確保した人材 を想定しています。

## イ 高齢者長期入所施設における集団接種

施設に嘱託医がいるため、季節性のインフルエンザワクチンと同様の接種体制で実施 します。施設に嘱託医を定める規定がなく、季節性インフルエンザワクチンを入所者の かかりつけの医療機関で接種している場合には、医療機関での地域集団接種とします。

	☆ヂャーこ	医師 1 人あたり			被接種者		
対象者	接種を行う   医師 		従事時間 /週	接種人数 /週	の とりまとめ	接種場所	
高齢者施設(特別養護 老人ホームや老人保健 施設等の入所者)	嘱託医 1名で実施	20人	3時間	60人	施設ごとに実施	施設内の 医務室等	

## 【1回目の接種完了までの期間(最大)】

・定員 200 人の大規模施設で接種した場合

200 人 ÷ 60 人 = 3.33 週間

3週間程度で接種完了

# 【施設内で接種する場合の従事者】

役割	従事者
予診、接種	施設の嘱託医
薬液充填、接種補助	看護師を含めた施設スタッフで対応
入所者の誘導	
受付、予診票確認、予防接種済証の発行	
接種後の状態観察	

#### (3)地域集団接種

対象者が最も多く、医療施設ではない臨時接種会場で安全かつ円滑に実施するこ とには課題が多いため、また、都市部である横浜市では市民の徒歩圏内に医療機関 が存在する環境にあることから、高齢者インフルエンザ予防接種事業協力医療機関 を会場とした集団接種を実施します。

各医療機関に対しては、診療の合間等に1週間あたり10時間を地域集団接種にあ てていただくよう依頼します。

いつ誰がどの医療機関で接種を受けるかについては、横浜市が予約システムを構 築し、医療機関と連携して決定します。

	+ <del>+</del>	1 医療機関あたりの				
対象者数	接種 医療機関数	接種人数	従事時間	接種人数	予約方法	接種場所
		/時間	/週	/週		
個別接種、施設集団 接種及び特定接種 対象者を除く全市民 2,723,002 人	高齢者インフ ルエンザ予防 接種事業 協力医療機関	20人	10時間	200人	横浜市で 実施	高齢者インフ ルエンザ予防 接種事業 協力医療機関
	1,725 施設					

# 【1回目の接種完了までの期間】

- ・横浜市全体で1週間あたりの接種可能人数は 200 人  $\times$  1,725 施設 = 345,000 人
- ・接種対象者を1週間あたりの接種可能人数で割ると

2,723,002 人 ÷ 345,000 人 = 7.89 週間 | 8週間程度で接種完了 |

#### 8 実施に向けて準備すべき事項

## (1) 未発生期

項目	準備事項
施設集団接種	高校生の施設集団接種に関して、近隣自治体との事前協議・連携方法を検討する。
	小・中学校、高校等で集団接種を実施する場合に、接種補助を行う看護師確保の方法 <sup>※12</sup> を検討する。
地域集団接種	対象者予約システムの要件定義を行う。
従事者の	住民接種に従事する協力医療機関の医師や看護師の報酬 ※13、身分保障 ※14について
報酬・身分	制度化を行う(委嘱要綱の制定等)。
ワクチン供給	住民接種実施時に医療機関にワクチン供給が速やかに行われるよう、神奈川県や薬
	剤卸組合等と調整を図る。

- ※12 看護師派遣会社の確認や職能団体との調整等
- ※13 都道府県知事の要請により住民接種に従事した医療関係者の手当は、特措法第62条第2項及 び同法施行令第19条に基づき、要請を行った都道府県の常勤の職員である医療関係者の給与 を考慮して定めるとされている。
- ※14 横浜市が平成24年度まで実施していた集団予防接種事業の従事医師の身分(地方公務員法第3条第3項第3号に定める横浜市の非常勤特別職公務員)に準じる形で検討する。

# (2) 海外発生期からパンデミックワクチンが供給されるまで(概ね6か月以上)

項目	準備事項
実施方法	「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種ガイドライン」に基づ
	き、住民接種に関する実施要領を作成する。
広報・相談	住民接種に関する市民相談窓口を設置する。
	住民接種の対象者や接種期間等について、ホームページや広報紙等のあらゆる手
	段を使って市民への周知を図る(接種対象者への個別通知も含めて検討する)。
施設集団接種	どの学校にどの医療機関の医師が応援医として従事するかを、横浜市健康福祉
	局・教育委員会事務局、横浜市医師会で協議して決定する。
	小・中学校、高校等で集団接種を実施する場合に、事前に計画した方法により、
	従事する看護師を確保する。
地域集団接種	事前に作成した要件定義に基づき、対象者予約システムを委託により開発する。
従事者の	横浜市医師会と連携しながら、住民接種に従事する協力医療機関の医師や看護師
報酬・身分	を要綱に基づき市長委嘱し、報酬支払方法についても具体的に検討する。
ワクチン供給	住民接種実施時に医療機関等にワクチン供給が速やかに行われるように、神奈川
	県や薬剤卸組合等に供給状況を確認する。
	学校での施設集団接種におけるワクチン及び医療資器材供給方法を決定する。

# 9 参考資料

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種ガイドライン」の作成にあたり引用・参考とした法律・資料は以下のとおりです。

法律・資料名	施行日・発行日				
法律・施行令					
新型インフルエンザ等対策特別措置法	平成 24 年法律第 31 号				
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令	平成 25 年政令第 122 号				
予防接種法	昭和 23 年法律第 68 号				
行動計画・ガイドライン					
新型インフルエンザ等対策政府行動計画	平成 25 年 6月				
横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成 25 年 12 月				
新型インフルエンザ等対策ガイドライン	平成 25 年 6月				
V 予防接種に関するガイドライン					
厚生労働科学研究費補助金新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業報告					
「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予	平成 26 年 3 月				
防接種のための手引き(暫定版)」					
「新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する	平成 27 年 3 月				
手引き (暫定版)」					
会議資料					
特定接種の登録に関する都道府県説明会資料	平成 28 年 2 月 5 日				
(内閣官房新型インフルエンザ等対策室作成)					